



公益社団法人日本金属学会 情報の管理及び守秘義務等規程

(目的)

第1条 この法人の事業に係る情報の管理並びに守秘義務及びプライバシー保護義務（以下「守秘義務等」という）遵守を公正かつ適切に推進するため、理事会の決議により、この規程を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程で使用する情報に関する用語の定義は、次の各号による。

- (1) 公開情報：不特定かつ多数の者に了知させた情報
- (2) 非公開情報：公開情報以外の情報
- (3) 機密情報：不特定かつ多数の者に了知されていない情報であって、それを不特定かつ多数の者に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に推測できる情報
- (4) 個人情報：個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報
- (5) プライバシー情報：前号の個人情報に加えて個人のプライバシーに関するすべての情報

(情報の収集範囲の制限と目的外使用の禁止)

第3条 この法人の事業に係わる情報の収集範囲は、次の各号による。

- (1) この法人の事業を推進する者又はこの法人の使用人が収集する情報は、この法人の事業を行うのに必要な範囲内とする。
- (2) この法人の事業に参加する者又は事業を利用する者が収集する情報は、この法人の事業に参加する又は事業を利用するのに必要な範囲内とする。
- (3) この法人の事業の一部を受託する者が収集する情報は、受託したこの法人の事業を行うのに必要な範囲内とする。
- (4) その他この法人の事業に関係する者が収集する情報は、この法人の事業に関係するのに必要な範囲内とする。

2前項第1号から第4号において、得られた情報はこの法人の事業を振興する目的以外には使用してはならない。

(守秘義務等)

第4条 次の各号に定める公開情報以外の情報は、個人情報及びプライバシー情報も含め非公開情報であり、この法人の事業に関して非公開情報を得た者は、この法人の会員資格の有無を問わず又はこの法人との雇用形態の如何に係らず守秘義務等を有し、当該非公開情報を公開又は公表してはならない。

- (1) 法令及び公益法人の指導監督基準に定める公開情報
- (2) この法人の定款及び細則に定める公開情報
- (3) この法人がこの法人のホームページに掲載する公開情報
- (4) この法人が刊行する学術誌及び学術図書類等並びに講演概要等に掲載する公開情報
- (5) この法人の機密情報のうち、公益目的が勝るとして理事会で公開又は公表を決議した情報

2前項第3号から第5号に定める公開情報であっても、当該情報の公開前は非公開情報であり、守秘義務等の対象とする。

3前2項の守秘義務等は、当該情報を得た者が当該業務担当の構成員を辞任後においても若しくはこの法人を退職後においても又は事業の参加若しくは事業の利用後若しくは事業の受託後においても、同様である。

(守秘義務の緩和)

第5条 この法人の法定機関及び任意の合議機関により事業を行うにおいて、当該機関の会議に

- 供された情報は、当該機関内および当該機関の構成員相互においては守秘義務を解除する。
- 2 守秘義務を必要とする非公開情報であっても、その後公開された情報については、公開後は公開された内容に限定して守秘義務を解除する。
 - 3 その他理事会決議により、守秘義務を緩和することができる。

(情報の保有制限と保管)

- 第6条 この法人の事業を推進する者又はこの法人の使用人、この法人の事業に参加する者又は事業を利用する者、この法人の事業の一部を受託する者及びこの法人の事業に関係する者等は、この法人の事業に関係して得た情報を利用した後は、当該情報を抹消しなければならない。
- 2 この法人の必要な情報の保管は、この法人の事務処理規程に定める。

(守秘義務等違反に対する処分又は措置)

- 第7条 情報に関する守秘義務等違反に対する処分又は措置は別に定めることができる。

(委員会の関与)

- 第8条 この規程に疑義が生じた場合は、この法人のセルフガバナンス委員会で協議する。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(関係する定め)

- 第10条 守秘義務等について必要な事項は、この法人の個別の機関で定めることができる。

附則 平成25年3月1日 一部改訂